

随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
産業振興課	北海道立工業技術センター 試験分析等業務委託	令和7年3月26日	公益財団法人函館地域産業振興財団	5,932,393	<p>①当該財団は、当該センターの開設当初から、当該センターの設置目的等を熟知し、その管理及び運営等を適正に行っており、指定管理者として、本業務の遂行に当たっての信頼性を有していること。</p> <p>②当該財団は、昭和61年に当該センターの運営主体として設立された団体であり、当該センターが所有している多数の機器を使いこなすノウハウを持つ研究者を擁している。 これまで、文部科学省や農林水産省の事業などを積極的に受託しており、道の試験分析などの委託事業を遂行するための専門性を有する機関であること。 なお、他に食品や工業に係る試験分析を行っている団体等も道内には存在するが、当該工業技術センターに導入している機器と全く同一のものが導入されているわけではなく、当該財団と同水準の業務を行うことは困難。</p> <p>③当該財団は、地域の高度技術に立脚した産業開発を促進し、本道の産業経済の発展に寄与するために設立され、営利を目的としておらず、また、評議員や理事の構成は、産・学・官の出身となっており、相互牽制により、公平性が担保されていること。</p> <p>④工業技術センターへの試験分析の依頼については、函館地域の事業者等からが多く、受託者については、この地域の水産資源、農畜産物、工業技術等への知見が深い事業者等であることが必要。函館地域における中核機関として、技術支援や相談業務を通じて、地域企業の事業活動を支援し、函館地域において本委託業務を実施するための信頼性・専門性を有しているのは当該財団以外にない。</p> <p>(契約根拠) 地方自治法第234条第2項 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1(18)</p>	